

公益社団法人新潟県獣医師会
役員の報酬等及び費用に関する規程

制定日 平成 24 年 5 月 24 日

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人新潟県獣医師会（以下「本会」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本会は、会長理事、副会長理事及び常勤の専務理事（以下「会長理事等」という。）の職務執行対価として別表の 1 に定める報酬（以下「役員報酬」という。）を支給することができる。

- 2 役員報酬は年額とする。
- 3 役員賞与は支給しない。
- 4 役員の退職に当たっては、その任期に応じ第 7 条に規定する退職手当を支給することができる。

(役員報酬等の額の決定)

第 4 条 役員報酬等の額は、総会において決定する。

(報酬の支給日)

第 5 条 専務理事の報酬については、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 会長理事及び副会長理事の報酬は、一定の定まった日に、まとめて支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は本人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(退職手当)

第 7 条 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に別表の 2 に定める基準に従って支給する。

- 2 在任期間が 1 年に満たないときは 1 年とし、重任した者は、その後退任した時に一括して支給する。

- 3 死亡により退任した者については、その遺族に対し、配偶者（婚姻の届出をしていないが、役員死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序により支給する。同順位の者が2人以上ある場合は、その人数により等分して支給する。

（費用）

第8条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 専務理事には、その実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤費を支給することができる。

- 3 役員が職務のため出張したときは、旅費支給基準に基づき、旅費を支給する。

（公表）

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年5月24日から施行する。（平成24年5月24日定時総会議決）
 2 公益社団法人新潟県獣医師会役員退職慰労金規程（昭和35年1月23日制定）は、廃止する。

一部改正 平成30年5月30日

（別表）

1 役員報酬の額

| 役 職 名 | 役員報酬の額 |
|-------------------------|--------------------|
| 会 長 理 事 | 60万円までの範囲で総会で定める額 |
| 副 会 長 理 事 | 20万円までの範囲で総会で定める額 |
| 専 務 理 事 | 432万円までの範囲で総会で定める額 |
| （注）役員報酬の額は、1人当たりの年額を示す。 | |

2 退職手当の額

| 役 職 名 | 退職手当の額 |
|------------|--|
| 会長理事等 | 最終退任時役員報酬年額×1/12×在任年数 |
| 会長理事等以外の役員 | 5,000円×在任年数（10万円を最高限度とする） ただし、辞退の申し出があった場合は支払わない。 |